

特許庁座談会



産業財産権専門官
鈴木 貴久

主任産業財産権専門官
目黒 大地

主任産業財産権専門官
片桐 保

産業財産権専門官
渡辺 航平

産業財産権専門官
松田 絵莉子

**敷居が高いと
思われがちな知的財産権
だからこそ、知ってほしい
頼れる相談相手が
ここにいます**

——産業財産権専門官の役割を教えてくださいませんか？

目黒 役割としては、普及とヒアリングと支援の3つでしょうか。説明会で制度や事例についてお話して、「詳しい話を聞きたい」「相談ののってほしい」という企業を個別に訪問。そこで詳しくヒアリングしたうえで、具体的な支援策をご紹介しています。
松田：依頼があれば全国どこへでも行きますし、知財活動を頑張っている企業を見つけてこちらからアプローチすることもありますが、鈴木：意外かもしませんが、企業の代表者

話からアポイントを入れることもあり、営業電話と間違えられて「ガチャ」なんてことも、確かに営業電話ではあるのですが……。
片桐：みんな心を折られながらも頑張っています。特許庁の職員が個別に企業を訪問しているというと驚かれますが、私たちはそれが仕事ですから、もつと気軽に産業財産権専門官を活用していただきたいですね。
渡辺：ちょっと宣伝っぽくなってしまいますが、説明会参加も企業訪問も無料です。から、安心してお声がけください！ それと、特許庁から電話がかかってきたら少しだけ話を聞いてください(笑)。

——特許庁の方から電話がかかってきたらビックリしますね。具体的にどういった企業に訪問されるのですか？

片桐：特許庁も中小企業支援に力を入れているわけですが、その利用は一部に留まっています。国は情報発信が不得手だとよく言われますが、なかなか広く周知できていないのが実情です。知財活動は活発だけど、支

援策の利用実績がないような企業は私たちのデータベースに蓄積されていきますので、こちらからアプローチしています。
目黒：技術系の各種表彰を受賞されているような企業でも、特許を取っていないかわたり、支援策をご存じなかったりするケースがあります。弁理士に実務的な手続きを任せていて、自分で情報収集されていない場合が多い印象です。逆に、説明会などに積極的に参加されている企業は細かな支援策までよくご存じだったりしますね。
松田：規模の大小や事業内容にかかわらず、知的財産に無関係な企業って少ないと思っ

——企業訪問するとき、心がけていることは何でしょうか？

渡辺：なるべく専門用語を使わず、分かりやすい言葉で話すことを意識しています。緊

【中小企業の知財活動をサポート】
**全国各地に赴き、制度と支援策の利用を促進する
特許庁の営業マン。皆さんの会社にも現れるかも？**

張をほぐす意味もありますし、ヒアリングを行うにしても、言葉が通じないと深いところまで話を引き出せないの。
鈴木：いろんなことに気を配りますね。さまざまな企業を訪問して、提案すること「正解はないなあ」とつくづく……。企業によってビジネスも違えば規模も違う、目指している方向も異なります。だから知財活用の方は無限にあるんです。私たちが企業に対して提案できることは、正解ではなく選択肢を示すことなのではないかと考えるようになりました。

目黒 同感です。特許ありきで話をするのではなく、「この企業はこんなビジネスをして

いる。だったらこういうところに特許が必要」とか「戦略として特許より商標のほうがいいのでは？」特許情報は公開されるので、ノウハウに関してはむしろ特許にしない方がいいという、経営視点のお話をしたいというのには常に考えています。
片桐：そして何よりも相手の気持ちになり、一緒に良い道を探そうとする姿勢が大事だと思います。

特許庁座談会

——普及活動において、数年前若今とで、変わったなと思うことは？

鈴木：特許という言葉にピンときていた方が増えてきていると感じます。特許を題材にしたコンテンツが多くなっている影響でしょうか。社長さんと話をしても「この前、ドラマを見て」というところから会話が始まるケースが、ここ数年でぐっと多くなりました。

渡辺：確かに、知的財産権や特許権が、皆さんに馴染みのあるテーマになってきている分、私たちの活動もやりやすくなりましたね。私は商標中心に担当していますが、新しくビジネスを始められる方も多く、企業ロゴとかブランド構築などの場面で商標権について意識されているのだと思います。

片桐：これまで知的財産権に馴染みのない方には、費用や手続き面を考慮して商標登録からスタートしていただくことも一案です。分かりやすい権利です。自分の登録したい商標がすでに他者に取られているケースもありますので、出願プロセスを経験していただくとういう点で意識が必要が見えてくるとは思います。

松田：それと、セミナー講演の依頼も増えて

リアルな現場には
教科書にはない、想定外の
知財活用が埋もれている

——中小企業の方の反応はどうですか？

松田：知的財産を経営につなげていたというのですが、どういうところに生かせるのか何に困っているのか、社長さん自身が気付かれていないケースもあります。制度と支援策の周知が私たちの役割です。

企業によって
知財活用の仕方は千差万別
「なるほど」で
終わるのではなく、
「自分たちもやってみよう！」
と思っしてほしい



——実際に企業を訪問して、気付いたことや考え方に変化はありますか？

鈴木：特許庁は出願から登録までを扱う機関なので、企業とのやりとりは基本的に技術者が完成してから審査が終わるまでです。その技術はどうやって生まれたのか、知的財産権をどう生かしていくかという前後の話は特許庁からは見えにくいんですね。ところが私たちは、開発の経緯や苦勞話もお聞きするし、権利取得後の活用方法についても相談



が、まずは知財活用によってさまざまなメリットを得られることに「気付いていた」「ことを意識しながら活動しています」。

渡辺：知的財産権と聞くと「独占排他権」とイメージしますが、いろいろな効果があります。ブランドづくりや貢献したり、社員へのモチベーションを高めたり、例えば、対外的に「優れた技術やノウハウを持つ企業」と口頭で話しても分かりづらいたのですが、「特許権を持っている」という「すばらしい技術をお持ちですね」となることもあります。つまり、営業トークにも使えるわけです。詳しくは土井生理事士のコラム(P.3)をお読みください！

鈴木：そのような効果を生むためにも、ピアリングの際に「何を特許しているのか」といった現状を聞くだけでなく、「どんなビジネスをしているのか」「なぜ特許権を取っているのか」「もう一歩深いところまで掘り下げていくと本当の課題やニーズが見えてきます」。

目黒：その課題に対して、事例を紹介したり特許庁の支援情報を提供したりして、サポートする。それが知的財産を生きた価値として活用することにつながるのではないかと。

片桐：「ここまで支援してもらっていいんでしょ」とか「恐縮されることもありません。会社の売上が拡大すれば、その分、技術開発もやりやすくなります。そこで良い成果が出れば、権利取得など知財活用の活性化にもつながります。結果的に特許庁の仕事も増えるわけで、速報しないで声をかけていた



もっている。その経験の積み上げや現場感覚が、私たちの意識に変化をもたらしている。

目黒：5人で年間約300社の中小企業を訪問して、「そこまでやらないと生きた知的財産権にならないのか」と認識を改めました。現場には変化球とか斜めからの意見とか、想定外の情報が埋もれています。教科書にないことが現場にはある。私は特許の審査もつていますが、大企業だけでなく、中小企業における知的財産の役割や、活用の大きな可能性は、恥ずかしながらこの仕事に就いてから気付きました。ここで学んだことは、審査するうえでも大事な視点であると感じています。特許庁の職員にもっと知ってもらいたいですね。

片桐：私たちの活動の目的は、中小企業の経営に知的財産を活用していただき企業の成長に貢献することですが、今後の支援策や法律改正が「より現場に即したものにブラッシュアップされるように、現場で発掘した知見を内部にも共有していきたいと考えています。最後に、本事例作成に協力いただいた皆様へ改めて感謝申し上げます。



——企業の戦略的な知財活用に、この事例集も一役買っているわけですね。

目黒：そうやってほしいですね。事例を紹介するにも数があつたほうがいいですし、冊子になっていけば「他社にこういう使い方をしています」と分かりやすく説明ができます。上手な知財活用の前例が見える化されていますから、私たちが広めるだけでなく、事例集が一人歩きして普及・支援活動を展開してくれる。それも狙いの一つです。

鈴木：企業によって知財活用の仕方は千差万別。特許もあれば実用新案、意匠、商標、ノウハウもあって、事例を選ぶのにかかる頭を悩ませました(笑)。その中でも、「こんな権利を取ったではなく、「このように使っている」とか「こんな効果があった」という声に聞か

How to access 産業財産権専門官へのアクセス方法

無料で訪問、講演いたします！

電話、メールでお気軽にご相談ください。

電話／03-3581-1101(内線2340)
メール／PA0661@jpo.go.jp

「知的財産に興味がある、これから学びたい」と思っている初心者の方を対象に、中小企業や団体が主催する勉強会やセミナー等において講師をしています。

主な講演テーマ

- ・知的財産権制度の概要
- ・知財活用に向けた事例紹介
- ・中小企業向け知財関連支援策

これまで実施した研修の対象者

- ・中小企業の経営者・社員
- ・商工会、商工会議所の会員や経営指導員
- ・自治体、支援機関、金融機関の職員など

えてきた企業を中心に選ばせていただきました。

松田：この事例集を読んでいただき、「こういう使い方は考えてもいなかった」「知的財産ってこんな効果もあるんだ」と、気付いていただけたら嬉しいですね。

鈴木：その効果を得るために実際に社内でのどんな仕組みをつくり、どのようにな取り組みをされているか、しっかりと分かるように表現しています。読んで「なるほど」「終わるのではなく、「自分たちもやってみよう！」」行動につながる内容にしたいと頑張ってきました。

片桐：紹介できるのは限りがありますが、まだまだ多くの企業が経営につなげる知財活用をされているので、別の形での紹介も考えていきたいです。



Q7 相談窓口がたくさんあって決められません。

Answer 7

経 営課題はさまざまです。商品開発、販路拡大、資金調達……。具体的な悩みが明らかになれば個別の相談窓口にご連絡いただくことが一番ですが、知的財産の取り組みでお困りの際は私たちにお気軽にご相談ください。また、各都道府県には無料の「知財総合支援窓口」を開設しています。

知財総合支援窓口

中小企業が抱える経営課題や、アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する課題や相談を、ワンストップで受け付ける相談窓口です。経験豊富な相談員がアドバイスします。専門的な課題には、各分野の専門家による対応も可能です。



事例CHECK! P55 社長対談
落合ライト化学株式会社
Xロードセーフティー株式会社

Q8 出願する際のテクニックを教えてください。

Answer 8

権 利は実際の製品と1対1で対応しているわけではなく、「権利範囲」があります。保護したい自社製品はもちろん、「こういう模倣品があったら困る」というものまで想定し、出願時から適切な権利範囲となるように検討しておくことが大切です。十分な権利行使のためにも、迷う場合は専門家に相談することをおすすめします。

事例CHECK! P27 興研株式会社

Q9 社内に知財担当者を置いた方が良いですか？

Answer 9

担 当者の配置に関して、企業によって状況はさまざまです。年間の出願件数によるところが大きいです。経営者が担当されていたり、社員が他業務と兼務されているケースが多い印象です。一方で、想定される知財関連業務としては、社内の知財情報発掘や出願書類の作成・確認、弁理士との連絡・調整、権利侵害の調査などがあります。また、特許情報を活用することで経営戦略や事業計画への参考とすることも可能です。

事例CHECK! P3 土生弁理士コラム
P31 金剛株式会社

Q4 出願したいとき何から始めればいい？

Answer 4

ま ずは、知財情報を検索して、競合がどの会社か、どの会社がどんな権利を取っているかを調べるところからスタート。特許情報プラットフォーム「J-Plat Pat」を使うと便利です。検索結果から、自社技術の権利化可能性を検討し、必要により、専門家に相談しましょう。

J-Plat Pat

特許、実用新案、意匠、商標など、産業財産権関連の情報を無料で照会できるデータベースです。外部サービスとの連携もあり、権利の取得や活用まで幅広い情報を得ることができます。



事例CHECK! P13 株式会社ピカコーポレーション

Q5 おすすめの支援策はありますか？

Answer 5

特 許庁ではビジネス段階に応じ、各種支援策をご用意しています。最近では、2019年4月から特許料等の軽減制度の抜本的見直しを行いました。この他に外国出願費用の助成や早期審査制度などもあります。詳しくは特許庁Webサイト、パンフレットをご覧ください。



特許庁Webサイト

Q6 社内で知的財産への意識が広まりません……。

Answer 6

知 財活動は費用と手間がかかるものですが、これは企業活動全般に言えることです。そのため、経営層への理解・働きかけが不可欠です。自社を含め競合企業の権利状況などをまとめた「特許マップ」の作成などが有効です。また、開発部門や営業部門など現場レベルでの意識・取り組みも重要となるため、社内研修会などもおすすめです。

事例CHECK! P9 アシザワ・ファインテック株式会社

よくある質問

Q & A

知的財産お悩み相談

知的財産権の取得や活用について分からないことは産業財産権専門官にお問い合わせください！



私たちがサポートします!!

Q2 特許って取った方が良いの？

Answer 2

—— 概に判断できないのが難しいところ。ビジネスモデルや製品の特徴によって取得すべき権利の種類も異なってきます。また、出願することで、その情報が公開されることとなりますので、内容に応じ、情報の秘匿化を検討することも必要です。まずは権利取得の目的を明確にしたうえで、一度、専門家に相談されることをおすすめします。

Q3 権利を取得できたら、その後はどうしたらいいですか？

Answer 3

当 然ながら権利を取って終わりではありません。権利を維持するためには特許庁に対して、登録料を納付し続ける必要があります。例えば、商標権は権利期間が10年(更新可能)ですので、更新時期を忘れがちです。大事な権利こそ、しっかりと管理する意識を持ちましょう。一方で、権利の維持も費用がかかりますので、その費用対効果を踏まえ、権利の取捨選択もご検討ください。

Q1 自分で勉強したいのですが何か良い教材はありますか？

Answer 1

こ れから知的財産権を学びたい方、知財部門に新しく配属された方などを対象に、無料で参加できる「知的財産制度説明会」を全国で開催しています。制度の概要や各種支援策について分かりやすく説明しています。参加者には特許庁特製のテキストも配布しています。また、知財管理技能検定などの取得も有効です。

知的財産制度説明会

(初心者向け、実務者向け)

基本的な内容について全都道府県で開催する「初心者向け」と、テーマごとに詳しい内容について地域ごとに開催する「実務者向け」があります。開催時期が異なりますので詳しくは特設Webサイトをご確認ください。



事例CHECK! P35 金井重要工業株式会社
P37 知財検定コラム